

# 平成26年6月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

平成26年6月26日木曜日(午前10時開会)

## 出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	琴尾		繁
教育長	古賀	信	雄
総務課長			
兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
国体推進室長	吉永	文	典
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
産業振興課長			
兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	野上	英	了
行政係長	荒木	俊	行

- 日程第 1 一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例訂正の件
- 日程第 2 川棚町農業委員の推薦の件
- 日程第 3 議案第 27 号 財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）
- 日程第 4 議案第 28 号 工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（三越防波堤  
その 3））
- 日程第 5 議案第 29 号 町道の廃止（町道中小串線外 1 路線の件）
- 日程第 6 議案第 30 号 町道の認定（町道中小串線外 1 路線の件）
- 日程第 7 議案第 31 号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更の件
- 日程第 8 議案第 26 号 一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例 産業建  
設文教委員長報告
- 日程第 9 議会広報広聴特別委員会中間報告
- 日程第 10 議員派遣の件

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。

**議 長** ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

**議 長** 日程第 1、「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例訂正の件」を議題といたします。

この審議においては、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、村井達己議員、堀田一徳議員が除斥の対象となりますので、両議員の退場を求めます。

(村井達己議員、堀田一徳議員退場)

**議 長** 町長から一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例訂正の理由の説明を求めます。

**町 長** 皆様おはようございます。一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例訂正の件についてご説明をいたします。

先に提出をしておりました議案第 2 6 号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例」につきましても、本会議に提案申し上げ、その後、産業建設文教委員会へ付託をされたところでございます。そして、2 3 日に開催されました委員会におきまして、委員の皆様方から貴重なご提言をいただきました。それは、指定管理者の募集を控え、現状ではいろいろな場合が想定され、次期指定管理者の選定にあたって、公平性を欠くのではないかとのご指摘でございました。このことを受け、部内において再度検討いたしまして、この条例の適用期限の終期を明確にした方が、より理解をいただけると判断し、議案を訂正する必要が生じたので、2 4 日に議長へ事件の訂正請求書を提出させていただいたところでございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** お諮りをいたします。ただいま議題となっております一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の訂正の件」は、許可をすることに決定いたしました。村井議員、堀田議員の入場を認めます。

( 1 0 : 0 3 )

(村井達己議員、堀田一徳議員入場)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、産業建設文教委員会開催のために、しばらく休憩いたします。

( 1 0 : 0 4 )

(…休 憩…)

( 1 0 : 2 5 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第2、「川棚町農業委員の推薦の件」を議題といたします。本件については、農業委員会の改選期にあたり、町長から農業委員会の属する事項について、学識経験を有する者2人を本人の同意を得た上、推薦願いたい旨の依頼を受けております。

この議題は、議長発議といたします。お諮りします。議会推薦の農業委員は2人とし、中山郷61番地にお住まいの楠本ヨシノさん及び小串郷730番地にお住まいの吉崎美智子さんを指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、2人とし、楠本ヨシノさんと吉崎美智子さんを推薦することに決定をいたしました。

( 1 0 : 2 6 )

**議 長** 次に、日程第3、議案第27号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第27号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」について、提案理由を申し上げます。今回、取得しようとする消防ポンプ自動車は、川棚町消防団第2分団石木支隊に配備するためのもので、第2分団の管轄区域は、石木、川原、木場、上組地区の4自治会で、比較的民家が散在した地域となっております。

現在、第2分団石木支隊に配備している消防ポンプ自動車は、平成6年1月に取得したもので、分団員の定期点検などにより、長年にわたり使用してきましたが、取得から20年目となり、真空ポンプやボディが腐食するなど、経年による劣化が進んでいるところであります。そこで、現在の消防ポンプ自動車では、故障が相次ぐなど、緊急の際に対応できない状況になることが予想されるため、買い替えが必要であるとの判断から、消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**総務課長** 議案第27号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の2枚目をお開き願いたいと思います。消防ポンプ自動車（CD-1型）の見積もり仕様書になります。まず、CD-1型の説明をいたしますが、これはキャビン型、いわゆるボンネットがないタイプの車でございまして、座席が2列形式の車両を意味しております。この型のポンプ車は、平成23年度に5分団、平成24年度に4分団、昨年度に1分団に納入した経緯がございまして、車両については、これまで購入してきた車両と同様になります。まず、第1章では、納入先、納入台数、納入期限を示しております。納入先は提案理由にもありましたように、消防団第2分団石木支隊とし、台数は1台、納入期限を11月30日と、このようにいたしております。

第2章では、車種及びポンプの性能を示しております。（1）では、車の性能を示しております。主なものを挙げますと、アの形式では、キャビン型車種を製造するメーカーが2社しかいないことから、いすゞと日野のメーカーとし、メーカー公表の最新型であることといたしております。

次に、イでは、四輪駆動車であること。それから少しとぼしまして、カで

は、乗車定員が10名であることを示しております。

次に、(2)では、ポンプの性能を示しておりまして、消防検定を受けたAの2級以上のポンプ性能を有する製品としており、アからオまでは、ポンプのメーカーを示しております。ちなみに、Aの2級とは、1分間に放水できる量を示すもので、規格放水性能において、1分間に2トン以上を放水できるポンプと、このようにいたしております。

次に、(3)では、取付品及び附属品ということにしておりまして、次のページに車両に固着する取付品の一覧と、車両に装備する附属品の一覧を示しております。そして、表の下の方に記載をしておりますけれども、既存品取り付けとしまして、町の備品であります車載用の無線機と手持ちの40ミリ管そうを2本装備することといたしております。次のページをお願いいたします。

次のページが、見積結果の一覧表で、4社の見積り合わせを行った結果、最低価格見積り業者であります株式会社ツクモに決定し、去る5月22日に仮契約を締結しているところであります。一番最初のページの議案のところに戻っていただきまして、議案のキ以下のところでありまして、ここを漏らしてございました。契約の目的、これは消防ポンプ自動車購入でございまして、契約の方法、随意契約、契約金額1,296万8,270円、契約の相手方、佐世保市福石町22番6号、株式会社ツクモ、代表取締役永田次郎でございます。以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

**議** 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言者なし)

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言者なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第27号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」は、可決されました。

(10:35)

**議 長** 次に、日程第4、議案第28号「工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（三越防波堤その3）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第28号「工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（三越防波堤その3）」の提案理由の説明をいたします。

地方自治法及び川棚町条例の規定に基づき、平成26年3月定例会におきまして、工事請負契約締結についての議決を受け、長崎市橋口町20番6号、黒瀬建設株式会社、代表取締役濱谷大助に発注しておりました三越漁港整備工事（三越防波堤その3）において、工事内容を変更する必要が生じたので、請負金額を711万2,880円増額し、5,597万2,080円に変更したいので、提案するものでございます。詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**産業振興課長** それでは工事請負契約の変更についての説明をいたします。

この三越漁港整備工事、三越防波堤その3については、26年3月定例会において、工事請負契約の締結についての議決をいただき、現在、工事を進めているものであります。変更内容につきましては、次のページの参考資料をご覧くださいと思います。



設計全般といたしまして、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の運用にかかる特例措置として、労務単価の改正に伴い、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約変更とするため、請負金額の変更の協議を請求することができ、受注者より請求があったため、労務単価の変更を行っております。

次に、基礎工でございます。着工前は深い、浅いという意味ですけれども、深浅測量の結果により、床掘に使用する浚渫船の規格及び関連する拘束費、土運船運搬、揚土工の浚渫船の規格変更、2といたしまして、揚土に使用する揚土船の変更及び拘束費の新規計上を行っております。3といたしまして、現地盤が設計地より浅い位置に確認をされたため、床掘、運搬揚土の土量の変更、再使用することで仮置きしておりました捨石が土砂混じりであったために、重機にて選別し、再使用可能の石材、それに加え、新規購入する捨石の数量及び発生処分土量の変更を行っております。堤体工につきましては、製作ブロックの転置を実績により変更しております。付属工につきましては、安全灯の資材について、他の工事で購入済みであったため、取付費のみの計上と変更をしております。次のページになります。

えい航費では、浚渫船の規格変更、揚土船の新規計上を行っております。事業損失防止費では、グラブ浚渫船の規格変更により、汚濁防止枠の寸法変更を行っております。役務費につきましては、ブロック制作ヤード及び土砂置場等として、川棚港を使用する費用を新規計上しております。次のページの図面でございます。

26年3月に契約締結のために提出させていただきました図面と変更はございません。工事内容は、ただいま申しました変更の部分につきましては、色が濃い部分について変更を行うものでございます。以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

**3 番 福 田** 参考資料の方でお聞きしたいんですけども、全般の部分のところに書いてあります新労務単価の運用に係る特例措置ということですけども、初日にしました漁港その1の分には関係なかったのか、あるいは議会が済んでいますけれども、この分との兼ね合いがありますので、あちらには影響がなかったのか。それともう一つ聞きたいのは、2ページ目にあります

役務費の川棚港を使用する費用ということで、これは後ほど町の方に上がってくるのでしょうか。

**産業振興課長** お尋ねの新労務単価につきましてですが、2月14日付で長崎県土木部長より、26年2月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特別措置というものが発せられております。これにおいては、26年2月1日以降に契約するものにつきまして、変更を行うという特例措置でございます。ですから、契約の期間といたしましては、2月1日から3月31日までに契約したものであるということになっております。そういうことで、今回のその3につきましては、今回、計上したわけですがけれども、その1につきましては、2月1日以前の契約ということで、この特例措置の対象とはなりません。もう一つ、川棚港の役務費のブロック制作ヤードの経費が、川棚町に入るのかというご質問でございますが、これにつきましては県の県有地でございます、県に支払いをするということになっております。以上です。

**1 3 番 森 田** 3月議会で事業計画と予算は承認しているわけですね。今説明を聞いておりますとですね、いろんな変更をしているんですよね。あちこち変更している。こういうものはね、もともと分かっていたんじゃないかな。変更する必要ないんじゃないかと。変更するならば、突発事態ができてから変更するんじゃないかと思うんですね。これは見積りの段階です、水面の深さとか規模とかそういうのが分かっていたはずなんです。何にもしないで平面図で見積りしたわけじゃないと思うんですね。この黒瀬建設ですかね、なんで急に変更してしまったのか、約700万円ぐらい増加になっているんです。これが逆に減少しておれば、私は何も言う必要はなかろうと思うんですが、相当多額の費用が変更になって計上されているんです。技術的にはよく分かりませんが、なんで急に変更したのかということです。総合的なことでお伺いします。

**産業振興課長** 森田議員のご質問にお答えいたします。

最後に総合的なところでというお尋ねでございます。個々につきましては、先ほど説明をいたしましたように、数々の変更がっております。総合的なというご質問につきましては、どうしても運搬船の大きさを決めるためには土量が必要な要素を占めるわけです。土量の見積りにおきましては、水面下のことであり、調査がかなり難しいという点もございまして、土量について

は、積算を当初しておるものと異なってきたというところでございます。その土量に伴いまして、船の大きさでありますとか、揚土、すなわち海から上げる土の量などが変更になってきたわけでございます。主な要因といたしましては、海の底の土量の積算がうまくできていなかったということが要素となります。以上、説明といたします。

**1 3 番森田** 課長の説明によりますとね、特に運搬船の変更だということをおっしゃっています。黒瀬建設がですね、川棚港にずっと泥を運搬しているのも知っております。そういうことを変更する必要があったのか、もともとこの工事にはですよ、そういう運搬船を使ってやる必要があったんでしょ。私がこだわっているのは、700万円の多額の計上しているんですよ。単なる変更でですね。それを見抜けなかったのかということをお聞きしているわけですよ。

**産業振興課長** こういう大きな変更になることを見抜けなかったのかというふうなご質問ですけれども。これにつきましては、工事を施工するうえで、十分事前に検討をしたつもりではございましたけれども、後々出てきたものとして、先ほどの労務単価の変更でありますとか、川棚港の敷地の借用、ブロック制作ヤードということも書いておりますけれども、そういうものにつきましては、単価が県の方から示されておりましたので、当初の設計には入れておりました。そういうことで、こちらとしても十分事前に検討をしたつもりではありましたが、大きな変更が出てきたということとなっております。以上です。

**1 4 番久保田** 今700万円以上の変更が出されたわけですよけれども、ここに新労務単価の変更ということもありますが、この700万円の労務単価と基礎工のどれぐらい2つに割り振って、どれぐらいずつかかったのかお尋ねします。

**産業振興課長** この防波堤の設計につきましては、なかなか難しいところがございますので、諸経費をどのように計算するかというようなこともございますので、ここの数字を正確に申し上げることはできない状態です。ですから、条件付きではございますけれども申し上げたいと思います。

参考資料の中で全般と書いておりますけれども、労務費の変更部分です。これにつきましては、諸経費、消費税を加えた額ですけれども、74万円程

度でございます。基礎工につきましては、諸経費とか消費税を除いた数値しか出せなかったんですけれども、設計額でございますけれども、312万円ほどでございます。あとは堤体工についてはマイナスで、上部工については変更はございません。付属工については、マイナスでございますして、次のページのえい航費、これが110万円ほどになっております。事業損失防止費については、49万円、役務費については110万円と、大まかな数字ではございますけれども、このように算出をしておるところでございます。すみません。冒頭申しましたように、諸経費でありますとか、消費税のことがございます。設計額ということでございますので、これを足して、冒頭、町長が申しました711万2,880円に合致するものではございませんけれども、説明とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言者なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(賛成者なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号「工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（三越防波堤その3））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第28号「工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（三越防波堤その3））」は、可決されました。

(10:54)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

( 1 0 : 5 4 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 0 5 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、日程第5、議案第29号「町道の廃止（町道中小串線外1路線の件）」及び日程第6、議案第30号「町道の認定（町道中小串線外1路線の件）」を、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第29号「町道の廃止（町道中小串線外1路線の件）」及び議案第30号「町道の認定（町道中小串線外1路線の件）」については、関連がありますので、一括して提案理由のご説明をいたします。

議案第29号、町道路線の廃止につきましては、町道2路線の改良工事に伴いまして、接続する起点、終点の位置が変更となっております。また、2路線の現認定の公示事項に変更が生じることから、議案第29号で道路法第10条第3項の規定により、現在の町道2路線を一旦廃止し、次の議案第30号で、道路法第8条第2項の規定により、2路線を認定しようとするものであります。詳細につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**建 設 課 長** それでは説明申し上げます。今回、廃止、認定を行おうとする路線は、町道中小串線と町道西ノ田線でありまして、この2路線のうち、中小串線は起点部分及び終点部分に変更となり、路線延長が増加しております。西ノ田線につきましては、起点部分に変更となって、こちらは延長が減少しております。それでは内容について説明いたします。廃止議案の4枚目から説明資料を付けております。

説明資料の一番、位置図をご覧ください。路線番号231の町道中小串線は、図面赤の路線、国道205号の小串保育所の交差点から、山側に入りまして、小串小学校前を通過して、長崎慈光園入口の国道205号までの路線であります。路線番号243の町道西ノ田線は、図面青の路線です。中小串線を起点として小串郷字西ノ田2024番地3までの町道になります。次のページ、説明資料2をご覧ください。

起点部分を拡大しております。これにつきましては、中小串線の起点で、黄色の着色が変更前、赤色の着色が変更後となります。国道の交差点改良によりまして、国道と町道との管理区分位置が変更となり、起点は減少となっております。説明資料3をご覧ください。

町道中小串線の終点で、国道205号長崎慈光園入口部分で、黄色の着色が工事前で、赤色の着色が工事後となります。この終点部分につきましては、長崎県の県有地であったものを、全筆寄附で譲り受けております。その譲り受けた県有地を含めて改良工事を行ったことにより、終点位置が変更となっております。説明資料の5のところ、2枚めくってもらいまして、字図を付けております。

黄色の着色部分が寄附で譲り受けたものであります。中小串線の路線延長は、27メートル増となります。次に、説明資料4に戻っていただきたいと思っております。

町道西ノ田線の起点になります。中小串線を起点とし、小串郷字西ノ田2024番地3までの道路で、黄色の着色が工事前、赤色の着色が工事後となります。路線の起点部分につきましては、県有地であった部分を中小串線として取り込みますので、西ノ田線の起点を中小串線に接する交差点のところからとしたことにより、町道西ノ田線の起点部分が変更となり、路線延長が36メートル減となります。いずれも路線延長が変更となり、また路線認定の公示事項にも変更が生じますので、道路法第10条の廃止の規定により、議案第29号で町道路線の廃止を、道路法第8条の町道認定変更の規定により、議案第30号で町道路線の認定を同時に行うよう提案するものであります。なお、認定の公示事項につきましては、路線番号、路線名、起点、終点、字までです。重要な経過地を掲載して足りるとなっておりますので、必要事項のみを記載しております。以上で、説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 2 番 田 口** ただいま図面で説明していただきました説明資料の2番の中小串線の起点の部分についてですが、要するに起点の部分の減少する部分は、国道になるのですか。そうすると、町有地が国有地になるのですか。それは有償なのか無償なのかと、そこをお聞きしたいと思っております。

**建設課長** 中小串の起点部分、ここは国道との協議で、改良後に管理区分の協議をしております。擦り付けの部分、それからここに横断歩道があります。それを含めて国道の管理というふうにしていただいております。これは無償です。

**3 番 福田** 確認でちょっとお聞きします。説明資料の3、今度新しく町道認定されるんですけども、下の部分、赤の部分がT字路になっているんですけども、起点、終点という考え方からいけば、そういうT字路で認定道路を認定していいのだろうか確認をしたいと思います。

**建設課長** お答えいたします。新しく認定することがT字路になっております。主要な部分といいますか、主要な通る部分が新しい中小串線から国道の方に通る方が主要町道路線となります。ただ、県有地を一筆まるまる譲り受けております。慈光園の方に伸びている部分、これにつきましては、中小串線の枝線ということで管理をしていきたいというふうに考えております。以上です。

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

議案第29号「町道の廃止（町道中小串線外1路線の件）」の原案に対し、反対者の発言を許します。

（発言者なし）

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

（発言者なし）

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「町道の廃止（町道中小串線外1路線の件）」は、原案のとおり可決されました。

(11:19)

**議** 長 次に、議案第30号「町道の認定（町道中小串線外1路線の件）」の討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

(発言者なし)

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言者なし)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号「町道の認定（町道中小串線外1路線の件）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「町道の認定（町道中小串線外1路線の件）」は、原案のとおり可決されました。

(11:19)

**議** 長 次に、日程第7、議案第31号「あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町** 長 議案第31号「あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更の件」について、提案理由の説明を申し上げます。

川棚港百津地区の川棚港環境整備事業において、埋め立てられて生じた土地については、地方自治法第9条の5第1項により、また字の区域につきましては、同法第260条第1項の規定により、それぞれ議会の議決を得なければならないことになっておりますので、提案するものでございます。詳細



につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**建設課長** 説明を申し上げます。このたび、平成8年度から整備しておりました川棚港百津地区環境整備事業に伴う埋め立ての竣工認可に関する手続きが完了したことの通知を長崎県から受けましたので、議会の議決を求めるものであります。

あらたに生じた土地の面積は、9万2,210.87平方メートルで、編入する区域は、東彼杵郡川棚町百津郷字長浜であります。図面をご覧ください。

縮小しましたので、文字が小さくなってしまって申し訳ありませんが、あらたに生じた土地は、図面の下から字長浜、左横が字新浜に接している土地であります。字長浜から縦につながるといことで、埋め立て地の編入区域につきましては、東彼杵郡川棚町百津郷字長浜にしたものであります。護岸及び埋め立てにつきましては、全て長崎県で施工されております。総面積は9万2,210.87平方メートルで、そのうち右側の方に小さい表がありますけれども、スポーツレクリエーション施設用地が、併せまして6万6,427.53平方メートル、緑地が1万7,172.22平方メートル、道路用地が5,809.44平方メートル、護岸用地が2,801.68平方メートルとなっております。なお、埋立地の整備工事につきましては、沖側5万平方メートルについて、今年度で調査測量に入り、来年度設計を行い、今後5年間で整備されることとなっております。以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言者なし)

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言者なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号「あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第31号「あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更の件」は、原案のとおり可決されました。

(11:24)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、休憩をいたします。

(11:24)

(…休憩…)

(13:10)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第8、議案第26号「一般社団法人観光協会運営資金貸付条例」を議題といたします。この審議においては、地方自治法第117条の規定によって、村井達己議員、堀田一徳議員が除斥の対象となりますので、両議員の退場を求めます。

(村井達己議員、堀田一徳議員退場)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 本案についての産業建設文教委員長の報告を求めます。

**産業建設文教委員長** 産業建設文教委員会へ付託された議案第26号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例」について審査を行いました。その審査の報告を行います。なお、内容については、委員長報告を読み上げ報告といたします。

平成26年6月26日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教委員会委員長山口隆。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、件名、審査の結果。議案第26号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例」。可決すべきものと決定。

産業建設文教委員会委員長報告。

審査の結果。(1) 審査の期日、平成26年6月23日(月)、24日(火)26日(木)。(2) 審査場所。第1委員会室、第3委員会室。(3) 出席者。委員全員(村井委員、堀田委員除斥)、議長、事務局長、書記、副町長、産業振興課長、商工観光係長。

2、審査内容(主な質疑と答弁)。

質疑、どのような経過から条例制定に至ったのか。

答弁、観光協会の施設運営が円滑に行われるように、平成26年度川棚町観光施設事業特別会計予算で、貸付金1千万円を計上した。この支出に関して、根拠を明確にするため、条例の制定を6月議会へ提出した。

質疑、川棚町観光協会は、余剰金の留保ができないのか。

答弁、指定管理者協定書第11条第2項に、「修繕費等のために蓄えられる一定のものと町が認めたものを除き、全て町へ納付するものとする。」となっており、余剰金の留保はほとんどなく、年度当初の運転資金が逼迫する。

質疑、川棚町観光施設事業特別会計で、1千万円の予算は3月議会で可決されている。この条例の制定は必要ないのではないか。

答弁、予算の議決があるが、この貸付金の予算枠の議決であり、支出に関して条例議決が必要である。

質疑、貸付金の上限はいくらか。今後、変動することはあるのか。

答弁、平成26年度の予算では1千万円である。平成24年度の観光協会の決算をもとに指定管理者と協議し決定した。今後は、多少の変動はあっても現在の予算額から大幅に上昇することはないと思われる。

質疑、条例第2条については削除してはどうか。

答弁、運営資金の適用施設を具体的に指定したもので、必要であると考えている。

質疑、現在の指定管理期間はいつまでか。その後はどのようにするのか。

答弁、平成22年4月1日から平成27年3月31日までである。公募により指定管理者を決定する予定である。

質疑、指定管理者を公募するのであれば、応募要項は応募者すべてに平等でなければならない。この条例を制定すれば、観光協会への優遇措置になる恐れがあるのではないか。

答弁、観光協会が指定管理者に決定したときのみ適用されるので、問題ないと考えている。

質疑、指定管理者の公募については、応募者すべてに平等であるべきである。観光協会が指定管理者である期間に限っての時限立法の条例にしてはどうか。

答弁、①ここでは即答できない。持ち帰り検討させてほしい。

答弁、②指定管理者の公募に公平さを欠くとの指摘があるので、時限的条例とするため事件の訂正請求書を提出した。

### 3、討論。

反対討論なし。

賛成討論、一般社団法人川棚町観光協会に対して、運営資金を貸し付けることについては、すでに平成26年度の観光施設事業特別会計の当初予算について1千万円計上しているところです。今回のこの条例は、その貸付金について貸付条件、用途等の基準を明確にするものとして必要なものと考えます。ただ、この条例は、貸し付けの相手方を川棚町観光協会に限定しているため、今後指定管理者の公募の際に、不公平を生じるのではないかという懸念があり、本委員会ですそれを指摘したところですが、町側において、その懸念を払しょくするために、現在の指定管理者の指定期間である平成27年3月31日までの時限的条例とするという訂正をされたところです。これにより、指定管理者の公募の際の不公平の問題は生じないと考えられますので、この条例は制定することが適当と考えます。よって賛成します。

### 4、採決。

全会一致（6人）により可決。

### 5、委員会としての意見。

①観光協会への運営資金の貸し付けは、観光協会の円滑な運営のため必要

であると判断した。さらなる健全な運営に努められたい。

②この条例制定が本町の観光発展に資するよう取り組まれない。以上でございませぬ。

**議 長** これから産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。

**5 番 三 岳** 私はですね、この公募について、現在、公募を今年の12月というふうにお聞きをしておりますが、このことについてですね、ここの質疑にですね、剰余金については町へ納付するという、そういった公募の際にそういったものについてもですね、条文化はされていないと思うんですね。ですから、これについては、観光協会が納付をされているというふうに理解をするわけですが、このことについてはですよ、公募の際には委員会の方では問題にならなかったのかお伺いします。

**産業建設文教委員長** 指定管理者の11条第2項の部分でですね、いわゆる一般社団法人の性格等からですね、剰余金の留保は好ましくないという説明を受けですね、特に問題にはしませんでした。

**5 番 三 岳** 問題にされなかったと言いながら、結果的にですね、この剰余金をすべて町が納付してもらっていると。そのことによってですね、その資金不足が生じて、そういった運転資金について今回1千万円という額がですね、予算計上されているわけですね。そういった中でですね、このことについてはですよ、例えば、この議論の中でも質疑の中にもあっておりませぬが、観光協会であるがためにですね、資金繰りが難しいということになるわけですね。ということは、将来、指定管理が民間等にいきますと、そういった運転資金についても会社の経理の中でやっていけるというふうになると思うんですね。そうしますと、いわゆる貸し付けというのは必要なくなってくるというふうに私は判断するわけですが、その点についての議論はいかがでしたか。お伺いします。

**産業建設文教委員長** 非常に微妙な問題がございまして、現在、川棚町観光協会の方が2回指定を受けて2期目が終わろうとしているんじゃないかというふうに説明を受けました。そして、今後公募したときに、観光協会以外の民間企業その他ですね、そういったところが指定を受けたときにどうなるかという質疑その他はいたしました。観光協会以外が指定を受けた場合にはですね、まだ具体的に町としてもどういうふうにするという判断はされていない

ようございまして、ただその中で出た意見がですね、いわゆる民間会社になれば、これは委員会の意見でございますが、家賃相当額を町に払ってですね、施設の貸借料というんですか、それ相当額を払ってですね、いわゆる貸付金等の計上はなくなる可能性があるんじゃないかというようなことは申し上げました。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから議案第26号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例」について、討論を行います。委員長の報告は、可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言者なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

**1 3 番 森 田** 賛成討論を申し上げます。私は、この条例案が提示された時点から、第5条について懸念があったものですから、相当議論をさせていただきました。委員長の報告によってですね、私の疑念も解消されたというふうに判断しております。この条例については賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に討論はありませんか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「一般社団法人

人川棚町観光協会運営資金貸付条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

村井議員、堀田議員の入場を許可します。

( 1 3 : 2 4 )

(村井達己議員、堀田一徳議員入場)

**議 長** 次に、日程第9、「議会広報広聴特別委員会中間報告」を議題とします。

議会広報広聴特別委員会から、閉会中の継続調査について中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。本案は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議会広報広聴特別委員会の中間報告を受けることに決定をいたしました。

議会広報広聴特別委員長の発言を許します。

**議会広報広聴特別委員長** 議会広報広聴特別委員会の中間報告を行います。

平成26年6月26日、川棚町議会議長初手安幸様、議会広報広聴特別委員会委員長福田徹。

委員会調査中間報告書。本委員会は所管事務調査を行いましたので、別紙のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により提出いたします。

議会広報広聴特別委員会、所管事務調査中間報告。

1、件名。

議会報告会に関すること。

2、経過と概要。

(1) 第1回委員会。日時、平成26年4月2日(水)。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長。

内容、①委員会の活動の基本事項の確認。②議会報告会の開催決定。③議会報告会の日時、会場及び班編成等を協議。

(2) 第2回委員会。日時、平成26年4月15日(火)。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長。

内容、①会場ごとの担当割の決定。②報告事項、想定問答集、配布資料について協議。

(3) 第3回委員会。日時、平成26年4月30日(水)。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長。

内容、①配布資料、想定問答集の確認。②報告会口述書及び班ごとの担当割など最終確認。

(4) 議会報告会。日時、平成26年5月12日(月)。

場所、①宿公民館、参加者17名。出席者、福田、毛利、波戸、田口、久保田、議長。内容、別添資料参照。

場所、②上組公民館、参加者20名。出席者、堀田、三岳、田崎、小谷、山口、議長。内容、別添資料参照。

日時、平成26年5月14日(水)。

場所、③新谷公民館、参加者16名。出席者、村井、竹村、三岳、朝長、森田、議長、小田欠席。内容、別添資料参照。

場所、④下百津公民館、参加者17名。出席者、福田、田口、毛利、波戸、山口、議長。内容、別添資料参照。

日時、平成26年5月16日(金)。

場所、⑤琴見ヶ丘公民館、参加者18名。出席者、村井、福田、堀田、森田、議長。朝長、小田欠席。内容、別添資料参照。

場所、⑥旭ヶ丘公民館、参加者13名。出席者、竹村、三岳、田崎、小谷、久保田、議長。内容、別添資料参照。

(5) 第4回委員会。日時、平成26年5月28日(水)。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長。

内容、①議会報告会でのアンケート結果と各会場での質疑の確認。②議会報告会での反省ととりまとめ。

議会広報広聴特別委員会所管事務調査。

1、件名、第3回議会報告会。

2、期日、平成26年5月12、14、16日。

3、場所、宿、上組、下百津、新谷、琴見ヶ丘、旭ヶ丘公民館。



4、出席者、町民、6会場合計101名。委員全員、小田欠席。議長、事務局長、書記。

5、概要、主な質疑と答弁。主な質疑と答弁については、朗読を省略させていただきます。お聞きください。

6、まとめ。

第3回議会報告会は、新たに設置した議会広報広聴特別委員会のもと開催した。今回は、町民により近い場所での開催と、参加機会をより多くしたいと昨年の5会場から6会場へと増やして開催した。結果は例年と変わらないが、予定時間いっぱいでの発言があった。参加者からの質問は、町民の生活に密着した意見や要望など、議会として真摯に受け止めなければならない事項が多かった。

今回の議会報告会で出された意見や提言、中でも町の活性化や少子高齢化に対するものは、これからの議会活動を通じて行政等に反映させていかなければならないと感じた。なお、議会報告会でのアンケート結果、質問に応えられなかったものや、これから取り組むものについては、その都度、議会だより等で報告する。以上であります。

**議 長** これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め。報告済みといたします。

(13:31)

**議 長** 次に、日程第10、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。なお、

ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議長** 異議なしと認めます。したがって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(13:32)

**議長** ここで、教育委員会より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

**教育長** 6月22日の一般質問におきまして、久保田議員から「給食センターの施設や設備を委託業者に使うことは偽装請負にあたるのではないか。」という指摘を受けておりました。このことにつきましては、平成16年5月19日の東京地方裁判所の判決において、違法ではないという判決が下されております。したがって、教育委員会としては、教育委員会が計画している委託については問題ないと、そのように考えております。

(13:33)

**議長** 以上で、教育委員会からの報告を終わります。

ここで、お諮りをいたします。川棚町議会会議規則第45条の規定により、本定例会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他について、整理を要するものがあつた場合は、その整理を議長に一任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に一任することに決定をいたしました。

**議長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。平成26年6月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(13:34)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_